

- 5 丙は、本基本協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている丙が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第22条 丙は、本件業務の実施のために丙の保有する磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び甲から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 丙は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 丙は、記録媒体等について、乙の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により乙に報告しなければならない。
- 4 丙は、乙からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 丙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、本件業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による乙の同意を得た場合はこの限りではない。
- 6 丙は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 丙は、乙が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 丙は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、書面による乙の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 丙は、丙の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 丙は、認定期間の満了又は認定の取消しにより本件業務を終了したときは、乙の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 丙の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、丙は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙は丙に対し、改善を指導するとともに、乙が丙の管理状況が適切であると認められるまで本件業務の全部又は一部を停止させる

ことができる。

15 乙は、丙が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、丙に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。

16 乙は、本件業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (教育の実施)

第23条 丙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項、その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

#### (公正な職務の執行に関する責務)

第24条 丙及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、本件業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 丙は、本件業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を乙に報告しなければならない。
- 3 丙は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を乙に報告しなければならない。
- 4 丙及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく乙及び大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第25条 丙は、本件業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに乙に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

- 2 丙は、本件業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに乙に報告するとともに、警察へ届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 丙は、前2項の規定により報告を受けた乙の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

#### (人権研修の実施)

第26条 丙は、本件業務の従事者が人権について正しい認識を持ち本件業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

第27条 丙は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第1項に基づき、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

2 丙は、乙からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

### 第3章 本件業務の実施に当たっての負担区分等

(損害賠償に係る費用負担)

第28条 本件業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、丙が負担するものとする。ただし、甲又は乙の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲又は乙が負担する。

2 本件業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、丙が負担するものとする。ただし、甲又は乙の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、甲又は乙が負担する。

(リスク負担)

第29条 本件業務の実施に当たってのリスク負担については、別表3のとおりとする。ただし、別表3に定めがない事項については、甲、乙及び丙の協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第30条 丙は、本件業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 丙は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により乙に報告しなければならない。

### 第4章 点検、監督指導及び事業報告

(点検、評価、報告及び監督指導等)

第31条 丙は、都市再生整備計画区域の道路の通行者及び利用者の意見、要望等を把握し、本件業務に反映させるため、利用者から意見を聴取するとともに、認定計画等や本基本協定及び年度協定、事業計画に沿って本件業務を適正に履行しているかどうかについて、甲、乙及び丙協議の上項目を定め、毎月自己点検を行わなければならない。

2 丙は、前項の規定による毎月の自己点検の結果を翌月末までに乙に報告するとともに、前項の規定による意見聴取及び「事業実施による効果測定・検証業務」の実施に伴う効果検証結果について、毎年定期的に集約し乙に報告を行い、乙の承認を得たうえで甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、本件業務の適正な履行を期するため、丙に対して、前項の規定による事業報告のほか本件業務又は経理の状況に関し報告を求めることができる。乙は、丙に対して、監督、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。
- 4 乙は、前2項の規定による報告、監督、検査又は実地調査及び第33条の事業報告書等を踏まえ、適宜、外部有識者の意見を聴取し丙の評価を行うこととする。
- 5 前項の規定による評価において、丙が行う本件業務の履行状況が認定計画等、本基本協定又は年度協定に定める仕様、道路占用許可条件を満たしていない等、管理運営が適切に行われていないと乙が判断した場合、甲に速やかに報告するものとし、甲及び乙は丙に対してその改善を指示することができる。
- 6 丙は、第3項の規定による報告、監督、検査、実地調査の請求があったときはこれに協力し、又は前項の指示があったときはこれに従わなければならない。
- 7 乙は、必要と認めるときには、第3項及び第4項に定める業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、丙は、本件業務に関して、当該第三者に第2項及び第3項に定める報告を実施させるとともに、当該第三者が行う業務に対して第3項に定める監督、検査又は調査を受けなければならない。
- 8 乙及び丙は、本件業務を実施するにあたり、本件業務の問題点、課題等の解決を行うため協議し調整を行う場、及び都市再生整備計画に掲げる目標の達成状況等を議論し、調整する場として調整会議を設置するものとする。調整会議の開催については、乙を調整者とする。
- 9 丙は、本件業務の収支状況を記した書類については、毎月作成し乙に提出するとともに、一事業会計年度が終了するごとに、公認会計士において、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を行い、その監査報告書を添付し乙に提出し、乙の承認を得たうえで甲へ提出しなければならない。
- 10 乙は、本件業務の適正な履行にあたり、第5項に基づく判断を行う場合や第5条に基づく認定計画や本基本協定の変更が予見される場合、その他業務の適正な履行に際して疑義が生じた場合には、速やかに甲に協議または報告をしなければならない。
- 11 甲は、本件業務の適正な履行を期するため、必要に応じて乙及び丙に対し、第3項の規定による報告、監督、検査、実地調査の請求ができるものとし、乙及び丙はこれに協力しなければならない。
- 12 前3項の協議、報告、確認のために必要に応じて甲が第8項に基づく調整会議に出席することができるものとする。
- 13 甲は、自らの意思で第8項に基づく調整会議に出席することができるものとする。

(業務内容の変更、中止等)

第32条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は本件業務の一時中止を丙に指示することができる。

- 2 丙は、本基本協定第5条第1項、第3項及び第4項に示す業務拡充の提案を実施する場合は、あらかじめ書面により乙に確認のうえ甲へ提出し、甲の承認を受けて実施することができる。ただし原則として、認定計画の水準を下回る提案及び変更を実施することはできない。

(事業報告書)

第33条 丙は、毎月、本件業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類(以下「事業報告書」という。)を作成し、翌月末までに乙に提出し、乙が当該業務に関する評価を実施するものとする。報告内容としては、本件業務の実施状況、都市再生整備計画区域内の道路の通行・利用状況、広告収入等の収入の実績や本件業務に要した経費等の収支状況、本件業務の実施に対する自己評価等の事項とし、詳細は別途甲乙より指示するものとする。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 丙の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (4) 年度の区分
- (5) 本件業務の実施状況
- (6) 成果指標にかかる目標値に対する達成状況
- (7) 本件業務における収入実績及び業務に要した経費等の収支状況
- (8) その他甲が本件業務の履行状況を把握するために必要と認める事項

3 乙は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、丙に対して本件業務又は経理の状況に関して報告を求めることができる。甲は、検査又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 第31条第6項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

## 第5章 認定の取消し等

(認定の取消し又は本件業務の停止)

第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、認定を取り消し、又は本件業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 丙が第9条第4項の規定に該当する場合、又は丙が認定計画に基づく公募対象歩行者利便増進施設等の設置をしなかったとき
- (2) 丙が第31条第3項又は同条第6項若しくは第33条第3項の指示に従わないとき
- (3) 丙が正当な事由なく本件業務に着手しないとき
- (4) 丙が占用又は本件業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (5) 丙が本基本協定又は年度協定に違反したとき
- (6) 丙が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき、又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (7) 丙の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (8) 丙の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき、若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約につ

いて甲からの契約解除の求めに応じないとき

- (9) 前各号に定めるもののほか、甲が丙による占用許可又は本件業務の実施を継続することが適当でないとき認めるとき

(認定計画提出者の地位の辞退等)

第35条 丙は認定期間内において、認定計画提出者の地位を辞退しようとするときは、本件業務を行わないこととなる日の6月以上前までに、甲に申し出なければならない。

- 2 甲は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、丙の認定計画提出者の地位を取り消すことができる。
- 3 丙は、前2項の規定により認定計画提出者の地位を取り消された場合は、年度協定において定める額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(損害賠償)

第36条 丙は、第34条又は前条第2項の規定による認定の取消し又は本件業務の停止命令によって甲又は乙に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲又は乙は、第34条及び前条第2項の規定に基づく、認定の取消しや本件業務の全部若しくは一部の停止により丙に生じた損害については、これを賠償しない。

(認定の取消しの特例)

第37条 甲は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の認定が必要となる場合など、特段の事情により認定の取消しが必要であると甲が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(認定の取消し等の公表)

第38条 甲は、第34条又は第35条第2項の規定により認定を取り消し、又は本件業務の停止を命じた場合、丙の商号又は名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、丙が第34条第7号又は第8号に該当するときは、その具体的内容を、本件業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による認定の取消し等)

第39条 第34条及び第35条第2項に定める場合のほか、甲が事情変更により本件業務の継続等が困難と判断した場合は、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止について、丙に協議を求めることができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による協議に基づき、認定の取消し又は本件業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の場合における損害賠償額は、甲乙丙協議の上、決定する。

## 第6章 原状回復及び引継ぎ

(本件業務の終了に伴う原状回復)

第40条 丙は、占用期間の満了までには、原則として、工事の許可を受けた上で、道路の占有をしている工作物、物件又は施設を除却し、道路を原状に回復しなければならない。

2 認定の取消しにより本件業務が終了する場合は、甲乙丙の協議の上、前項同様に道路を現状に回復しなければならない。

3 前2項について、甲及び乙と協議の上、原状に回復する必要のないものについては、この限りではない。

4 第1項及び第2項の規定による原状回復に係る費用は、丙の負担とする。

(引継ぎ)

第41条 丙は、本件業務の終了に際し、新たな認定計画提出者に対する引継ぎの文書を作成の上、新たな認定計画提出者に提出し、引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、新たな認定計画提出者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、丙が負担する。

4 第1項の引継ぎは、新たな認定計画提出者が認定された日から数えて最長で3か月間継続するものとする。具体的な引継ぎ方法については、別途年度協定にて定める。

## 第7章 補則

(重要事項の変更届出)

第42条 丙は、定款、寄付行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく甲に届けなければならない。

(連合体に関する特約)

第43条 甲乙丙の関係及び丙の代表者と構成員との関係については、連合に係る基本協定特約事項に定めるところによる。

(準拠法)

第44条 本基本協定及び年度協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

(補則)

第45条 本基本協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙丙の協議の上、決定する。

## 第●章 広告の検証

(デジタルサイネージにおける映像放映の検証)

第●条 デジタルサイネージにおける映像放映の検証時に放映する静止画等及び通常速度の動画の種類については、公益情報のほか、商用広告も行うものとし、その割合は、なんば広場における広告掲載要領第7条で定める内容を基本とし、詳細は年度協定に定めるとともに、検証の項目や内容、期間などについても同年度協定に定めるものとする。

(デジタルサイネージの追加設置に係る検証)

第●条 デジタルサイネージの追加設置に係る検証の項目や内容、期間などについての詳細は、検証を実施する年度の年度協定に定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、甲、乙並びに丙の代表者及び構成員が各自1通保管する。

令和7年 月 日

甲 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市

道路管理者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市

契約担当者 計画調整局長 山田 裕文

丙 所在地

法人等の名称

代表者氏名

別表一覧

別表1 【利益の残余の納付期限】

事業年度	納付期限
1年度	令和8年8月31日
2年度	令和9年8月31日
3年度	令和10年8月31日
4年度	令和11年8月31日

別表2 【文書等の保存】

※保存年限「5年」のものは、作成月の5年後の月末まで保存

※保存年限「常用後10年」のものは、認定期間中は常用期間として管理し、常用期間終了後、10年間保存すること。

文書等名称	保存年限(※)
本件業務実施関係文書	5年
協定書・覚書関係文書	常用後10年
財務関係文書	常用後10年

別表3 負担区分一覧表

段階	リスクの種類	内容	負担者		
			甲(乙)	丙	
共通	法令等の変更	丙が本件業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項 ※5		
	第三者賠償	本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営において丙の要因で第三者に損害を与えた場合		○	
		本件業務の実施や公募対象歩行者利便増進施設等の設置・管理運営において甲(乙)の要因で第三者に損害を与えた場合	○		
	資金調達	必要な資金の確保		○	
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○	
		占用許可後のインフレ・デフレ		○	
	金利	金利変動		○	
	不可抗力	自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項 ※5		
	本件業務の中止・延期	甲(乙)の責任による遅延・中止・延期	○		
		丙の責任による遅延・中止・延期		○	
丙の業務放棄・破綻			○		
申請段階	申請コスト	申請又はそれに付随する費用の負担		○	
準備段階	引継ぎコスト	公募対象歩行者利便増進施設等の引継ぎ(丙の準備を含む。)費用の負担 ※2		○	
設置及び管理運営段階	公募対象歩行者利便増進施設等の設置	公募対象歩行者利便増進施設等の設置工事		○	
	施設・事業競合	競合施設・事業者による利用者減、収入源		○	
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○	
	本件業務にかかる経費の膨張	甲(乙)以外の要因による本件業務経費の膨張			○
		甲(乙)の要因による本件業務経費の膨張	○		
		収益向上に向けた必要経費やその他本件業務のために必要な経費と認められない経費		○	
		地下道等工事や地上歩道工事の計画変更に伴い収支計画に影響を及ぼす場合	協議事項 ※5		
		収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項 ※5		
	収益活動における利益の取扱い	利益が一定以上となった場合	協議事項 ※5		
	道路施設等の損傷	道路施設、設備の損傷 ※3	協議事項 ※5		
管理上の瑕疵等、丙の責めによるもの			○		

	債務不履行	甲（乙）の認定計画・協定内容の不履行	○	
	性能リスク	甲が要求する道路施設等の維持管理の水準及び公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずる道路交通環境の維持等の措置の水準の不適合に関するもの		○
	損害賠償	道路施設・設備の不備による事故 ※4	協議事項 ※5	
	管理リスク	公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵による事故 ※4	協議事項 ※5	
		道路施設・設備の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の施設管理上の瑕疵及び火災等の事故による臨時休業等に伴うもの		○
		占用期間終了時の原状回復に要する経費		○
		本件業務の実施範囲における道路利用者等及び当地区の関係者等からの苦情等対応		○
復旧段階	原状回復	イベント等実施後や認定期間終了に伴い、本件業務により設置した施設等の原状回復及びそれに要する経費		○

#### ※1 不可抗力（自然災害等）

- ・不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ丙及び甲がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・道路施設・設備が復旧困難な被害を受けた場合、本件業務の全部の停止を命じることがある。
- ・復旧可能な場合の復旧に要する経費については、甲丙で協議する。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために本件業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・甲（乙）は、自然災害等不可抗力による丙の広告収入等の減少等による減収について一切責任を追わない。また、丙に対する休業補償は行わない。

#### ※2 新たな認定計画提出者への引継ぎにかかる対応

- ・新たな認定計画提出者が認定された時は、甲（乙）の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・引継ぎの実施にあたっては、丙及び新認定計画提出者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

#### ※3 道路施設・設備の維持管理に伴う施設等の損傷リスクへの対応

①道路施設・設備の巡視・点検・日常管理は丙が行い、（大規模）修繕等は甲が行う。

ここで定める日常管理とは、歩道舗装面の破損（穴ぼこ、陥没、盛り上がり）の修繕（常温合材による応急修繕）や道路施設の破損時における安全のための応急処置（三角コーンの設置）である。修繕等とは、歩道平板の修繕など、上記以外の内容である。

②丙は本件業務の清掃時等に道路施設・設備の巡視・点検を行い、異常及び危険箇所等を発見

した場合は甲に報告を行うこととする。

- ③道路施設等にかかる大規模改修・大規模補修については、甲が実施する。ただし、その原因が丙の管理の瑕疵によるものであれば、丙の負担により、丙が実施することになる。
- ④上記①ないし③に関わらず、補修・修繕等の原因が丙の管理の瑕疵によるものである場合は、丙の負担により、丙が実施する。
- ⑤上記①ないし④に関わらず、甲と丙は、協議のうえ、甲及び丙にやむを得ない事情があると双方認める場合には、上記①ないし④とは、異なる取扱いを行うものとする。なお、この場合には、別途覚書を締結する。
- ⑥道路施設等において、補修・修繕等の実施により生じた財産は、甲に帰属する。
- ⑦道路施設等の日常管理にかかわって必要な消耗品は丙において適宜補充、交換すること。
- ⑧甲は丙に対する休業補償は行わない。

※4 道路施設・設備の不備又は公募対象歩行者利便増進施設等の管理上の瑕疵による事故への対応のため、丙はリスクに応じた保険に加入すること。道路施設・設備の不備によるものである場合は甲が、丙の管理の瑕疵による道路施設・設備の不備によるものは丙が対応する。

※5 協議事項としたものについては、甲、乙及び丙が当該事項について調整し、双方に合意のもとで決定するものとする。

令和7年度 市道南北線（通称：なんば広場（仮称））に設ける  
歩行者利便増進施設等の公募占用指針に基づく年度協定書（案）

大阪市（道路管理に係る権限に属する部分に限る。以下「甲」という。）、大阪市（なんば広場（仮称）及びその周辺エリアのまちづくりを担う契約に係る権限に属する部分に限る。以下「乙」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第48条の26第1項において歩行者利便増進計画の認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）である「●●●●」（以下「丙」という。）は、認定された歩行者利便増進計画（以下「認定計画」という。）の履行に関し、必要な事項について、次のとおり年度協定（以下「本年度協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 年度協定は、基本協定第1条に掲げるとおり、甲乙丙がより積極的に協力し、令和4年7

月  
計  
に  
及  
（  
設  
環  
の  
務  
中  
（本  
第2  
行

とする。

調整中

備  
用  
等  
と  
域  
と  
業  
互  
ま

2 公募占用指針に記載がない仕様があるときは、甲乙丙が協議して定める。

（年度協定の期間）

第3条 この年度協定の期間は、協定締結日から令和8年6月30日までとする。

（行政還元額の使途）

第4条 基本協定第10条及び公募占用指針に基づき認定された歩行者利便増進計画（以下、「認定計画」）を踏まえ、本件業務の収益活動の収入から収益活動及び非収益活動に要する経費を差し引いて利益が生じた場合の行政還元額（別表1）は別表2の業務に充当するものとし、丙は甲及び乙に業務の実施期間と業務に係る経費を報告するものとする。本件業務の実施に伴い行政還元額に変更

が生じた場合は、甲乙丙で再協議のうえ、丙は業務と経費の変更を甲及び乙に報告するものとする。また、やむを得ず翌年度に行政還元額を繰越する必要がある場合は、丙は使途と繰越額が明記された理由書を甲及び乙に提出するものとする。

#### (事業計画等)

第7条 丙は、認定計画に基づき、基本協定第7条各号の業務の実施にあたっては、丙が甲及び乙と協議の上作成する事業計画及び収支計画に従って実施するものとする。

2 前項の事業計画及び収支計画に記載がない事項については、甲乙丙が協議して定める。

3 丙は、次年度の事業計画の作成にあたり、甲が指定する期日までに、本件業務に係る管理運営及び事業内容等の実績に基づく検証を踏まえ、課題解決に向けた改善計画を作成し、甲及び乙と協議の上、反映しなければならない。

#### (事業報告書)

第8条 丙は、認定計画に基づき、この年度協定の期間終了後2カ月以内（基本協定第34条第1項各号、第35条第2項及び第39条第2項の規定により丙の認定の取消しを受けた場合にあっては認定取消し日より2カ月以内）に事業報告書を甲及び乙に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2カ月以内に事業報告書の提出をすることができない場合は、あらかじめ文書により理由を明らかにした上、甲及び乙の承認を得て当該提出を延期することができる。

2 ※デジサイの検証内容やスケジュールについて追記

#### (成果指標)

第9条 本件業務の実施について、当地区の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、成果指標を設定する。成果指標は次の各号に定める事項とし、丙は甲及び乙と協議の上、事業計画にて各項目の目標値を設定し、達成状況について、前条の事業報告書により甲及び乙へ報告するものとする。

- (1) 歩行者空間の満足度
- (2) 利便性の満足度
- (3) 快適性の満足度
- (4) 安全性の満足度
- (5) にぎわい創出の満足度

#### (違約金)

第10条 丙は、基本協定第34条第1項各号又は第35条第2項の規定により、認定を取り消され、又は本件業務の停止を命じられた場合、次の各号に定めるところに従い、違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 基本協定第34条第1項第1号から第6号及び第9号並びに第35条第2項

認定計画様式7-25収支計画書（業務別内訳）のうち非収益活動業務に要する支出額の合計額を10で除した額。

(2) 基本協定第34条第1項第7号及び第8号

認定計画様式7-25収支計画書（業務別内訳）のうち非収益活動業務に要する支出額の合計額を

5で除した額。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第11条 本年度協定に定めがあるもののほか、丙の業務内容及び処理について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めがない事項については、基本協定によるものとし、その他については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

2 基本協定の規定と本年度協定の規定との間に明らかな矛盾がある場合は、原則として基本協定の規定を優先する。

3 本年度協定の効力は契約締結日に関わらず、令和7年〇月〇日から有効とする。

本基本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、甲乙並びに丙の代表者及び構成員が各自1通保管する。

令和7年 月 日

甲 大阪市  
大阪市住之江区南港北2-1-10  
大阪市 建設局長 寺川 孝

乙 大阪市  
大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市 計画調整局長 山田 裕文

丙 ○○○○  
○○○○  
○○○○  
代表 ○○ ○○

別表1【本件業務収支内訳表】

会計年度	利益（収入－支出） 見込額	行政還元額	行政還元額の 充当期限
令和7年度	0円	当事業の利益額の 50%	令和8年6月30日

別表2【行政還元額の使途】

	業務内容	業務に充当する経費
利益確保時に必須 業務となる業務	① 広場警備業務	0円
	② 広場の小規模修繕等業務	0円
	③ 広場の維持管理等に寄与する業務	0円

2025年7月22日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会  
構成員 南海電気鉄道株式会社

なんば広場（仮称）の名称決定について

2023年11月の広場部分の先行供用開始以降、広場部分の仮称を「なんば広場」として用いてきたが、2025年3月になんさん通り南北区間の歩行者空間化工事が完了し、なんば駅周辺における空間再編推進事業が全体完成したことから、広場部分の名称を決定いたしたく、下記の通り提案する。

1. 名称について

名称は「なんば広場」とする方針で、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 役員会に付議する。

（名称方針の理由）

- ・これまでメディアやイベント告知等で「なんば広場」の名称が用いられ、一定の認知度があるため。
- ・シンプルな名称とすることで、将来的なネーミングライツを獲得することを目指すため。

2. 名称決定フローについて

なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会から地域要望を、管轄する区長（中央区）に提出し、区長から建設局長へ要望する。

※決議事項2 資料① を参照。

3. 広報戦略について

9月1日のほこみち事業者としての運営開始の発表に合わせ、名称決定についてプレスリリースを発表することで告知効果を高める。発表日は8月下旬で調整する。

※9月1日（月）に大阪クラシック・ミニコンサートも開催予定

以 上

2025年7月22日  
なんば広場マネジメント法人設立準備委員会  
構成員 南海電気鉄道株式会社

なんば広場（仮称）の名称決定について

1. 法的な位置づけ＝**道路の通称**

行政が定める正式名称は「市道南北線」⇒通称としてなんば広場（仮称）の名称を命名する。  
＜他事例＞パークス通、浪速区100周年通

2. 通称の決定フロー(抜粋)

(名称の基準)

第2条 標識設置の対象とする道路の通称名は、次の基準に該当するものでなければならない。

- (1) 親しみがあり呼称しやすいこと。
- (2) 地域性、歴史性を反映したものであること。
- (3) 営利を目的とした特定の個人名や企業名が含まれないこと、また、「商店街」等、商業活動上の名称は使用しないこと。なお、地域の象徴的な施設や文物など、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている等の場合はこの限りではない。
- (4) 既に標識設置の対象となっている他の道路の愛称名と類似の名称でないこと。
- (5) 地域住民の合意が形成されていること。

(標識設置の要望)

第3条 区長は第1条の要件に適合する区内の道路について、前条の基準に該当する通称名の標識設置を希望する場合は、所定の様式により建設局長に要望書を提出するものとする。

2 複数の区にまたがる場合は、前項の要望書の提出は当該道路が通過する全ての区の区長が連名で行うものとする。

(標識の設置)

第4条 建設局長は区長から前条の要望書の提出があったときは、各年度の予算の範囲内で道路標識を設置することができる。

◆申請フロー：なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 → 中央区長 → 建設局長

3. 標識設置について

通称が認定された道路は、通称名の標識を設置する。  
⇒広場内のどこかに「なんば広場」の標識設置  
※正式名称が決まった後、場所・時期は要協議。



以上